

「地域計画」の策定について

【地域計画とは】

地域農業のおおむね10年後の将来のあり方（担い手への農地の集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方法など）について考えをまとめるものです。

農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定します。

地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか、将来の農地の利用を考えた「目標地図」も併せて作成します。

策定地区について

【対象範囲】

市街化区域を除いた農用地等の区域です。

①人・農地プラン策定済地区

②ほ場整備事業等を検討している地域

③大字や農地が隣接している複数の大字など



地域計画（各地区単位）

（地域農業の将来の在り方）

+

（目標地図）

【地域計画の策定期間】

令和5年4月～令和7年3月末

目標地図の作成について

【目標地図の素案（担当：農業委員会）】

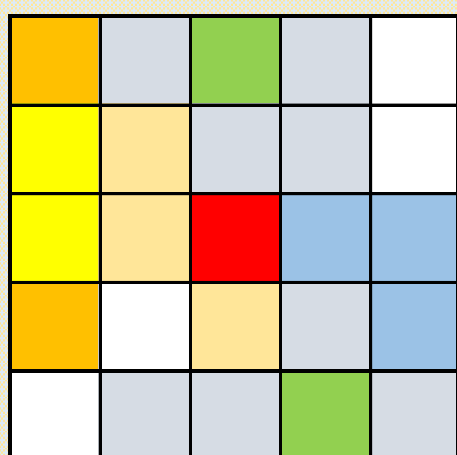
農業委員会が、目標地図の素案作成に向け、農地の出し手と受け手に対し、**今後の農業経営について、アンケート調査を実施**します。

さらに、農業者の意向等の情報を勘案し、農地バンク、JA、土地改良区等の関係機関の協力を得て、**目標地図の素案を作成**します。

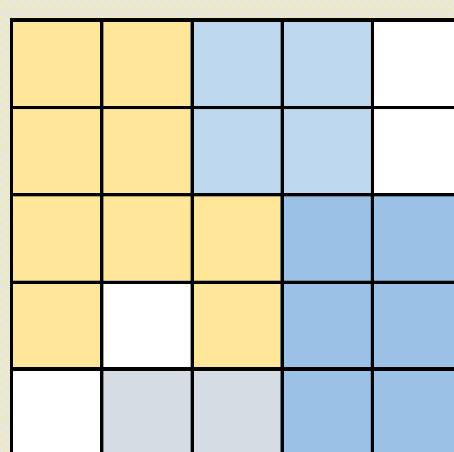
【目標地図の作成（担当：市農業政策課）】

市が協議の場を設けて、地域の話し合いを通じて、農地の出し手と受け手の調整を進め、目指すべき農地の利用の姿となる**目標地図を作成**します。

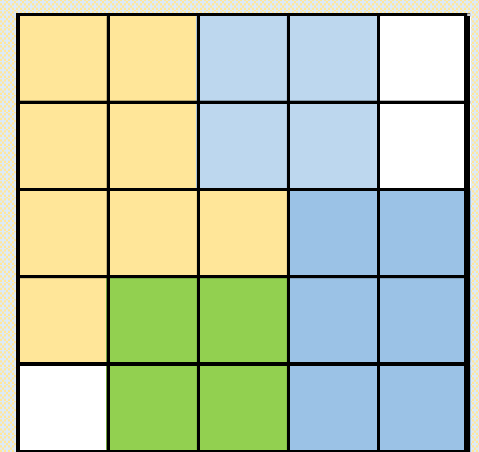
現状



目標地図の素案



目標地図



協議の場について

【協議の場の設置について】

目標地図の作成及び地区内の農業の将来のあり方について協議するために、地区内に協議の場を設けます。

(参加者) 集落の代表者、認定農業者や新規就農者の担い手等
市、農業委員会、農地中間管理機構、JA、いわき農林事務所等

【地域計画における協議事項】

(1)地区における農業の将来の在り方

地区の現状や課題を踏まえ、目指すべき将来の農地利用の姿について協議します。

(2)農業に利用する農用地等の区域の設定

農業振興地域を中心に農業に利用する農用地等の区域を設定します。

農地利用が困難である農地は、保全等が行われる区域に設定します。

(3) (1)及び(2)を基に、10年後に目指すべき農用地の集積、集約化の方針や農地中間管理機構の活用方針等について協議します。



【協議結果後の公告について】

協議の内容を踏まえて、地域計画を定めたとき、または変更したときは、市のホームページにおいて公表します。

地域計画策定のメリット

地域内で進むべき農業の方向性や、10年後に誰が耕作するのか見通しをつけることで、認定農業者や新規就農者、区域外から参入を希望する法人等が営農しやすくなります。

<地域のメリット>

○農地中間管理機構関連事業（基盤整備事業）

○地域集積協力金交付事業（機構集積協力金）

<担い手のメリット>

○農地利用効率化支援交付金（機械補助）

○スーパーL資金・農業近代化資金金利負担軽減措置



問い合わせ先

いわき市 農林水産部 農業政策課 担い手支援係 TEL：22－1148
(目標地図の素案：農業委員会事務局 農地調査係 TEL：22－7574)